

糸満市内事業者への支援金を給付します

# いとまん 事業者支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、  
収入が減少した糸満市内の事業者に支援金を給付します。

対象

糸満市内の全事業者  
(支店等も含む)

給付額

個人事業者 ▶ 一律 **6** 万円

法人事業者 ▶ 一律 **12** 万円

本給付金は  
**1回限り**です

上限に達し次第、  
申請期間内であっても  
申請の受付を終了する  
場合があります。

申請受付期間

令和4年**12月1**日(木)～令和5年**2月28**日(火)

申請にお困りの方  
申請の流れ“**かんたん** **4** Step”

**1**

まずは相談窓口  
にお電話!

**2**

相談日の予約受付!  
必要書類を準備

必要な書類・申請書類等の  
説明をします

**3**

予約日に  
書類提出や作成等

西崎研修センター  
(旧スポーツロジ糸満1階)

**4**

申請の手続き完了!

審査後、指定口座に  
給付金が振り込まれます

相談窓口〈完全予約制〉

下記いずれかの番号へおかけください

090-6860-2424  
080-9854-2423

【場 所】西崎研修センター  
【受付時間】10:00～17:00まで

申請書の  
ダウンロードは  
コチラ

<https://okigyo.jp/fm/file/pdf/sinsei.pdf>



給付についての詳しい内容は  
裏面をご確認ください。

いとまん事業者支援給付金事務局 (受託事業者: 沖縄県行政書士会)



## 給付額

個人事業者▶一律 **6** 万円  
法人事業者▶一律 **12** 万円

## 給付回数

1対象者につき  
1回限り

## 給付要件

- (1) 令和4年4月～令和5年1月までの月の売上高が過去3年間のいずれかの同月と比べて**30%**減少しかつ今後も事業を継続する意思がある者
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に努めているもの

## 対象者

市内に事業所を有する法人及び個人事業を営む者とする。  
ただし、①～⑦のいずれかに該当する者は除くものとする

- ① 公序良俗に反する者
- ② 宗教及び政治活動に関する者
- ③ 法令及び市の条例に反する者
- ④ 糸満市に納税義務がない者(市内在住の非課税者は除く。)
- ⑤ 糸満市暴力団排除条例(平成23年糸満市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員のいずれかに該当する者
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」に該当する営業又は社会通念上、同営業と認められる者
- ⑦ 沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策による営業時間短縮協力金事業を受給した者(第4期～第10期)

## 提出書類

そろったものはにチェック

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ① 申請書兼請求書(様式第1号)       | <input type="checkbox"/> ⑤ 通帳の写し                         |
| <input type="checkbox"/> ② 誓約書兼同意書(様式第2号)       | <input type="checkbox"/> ⑥ 確定申告書写し又は売上台帳等の<br>売上減少が分かる書類 |
| <input type="checkbox"/> ③ 事業所代表者の身分証明書の写し      |  |
| <input type="checkbox"/> ④ 営業許可証等の写し(確定申告書等の写し) | <input type="checkbox"/> ⑦ 履歴事項全部証明書(法人に限る)              |

「様式第1号・2号」については「表面の申請書のURL又はQRコードよりダウンロード」または「西崎研修センター(旧スポーツロッジ糸満)、糸満市観光協会、糸満市商工会」に設置しています。

## 提出方法

※いずれかでご提出お願いいたします。

- 郵送(2月28日必着)
- 事務局へ直接提出

## ご提出先

いとまん事業者支援給付金事務局  
〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町3丁目-1